

速報版



ピチピチ 消費生活だより

令和5年11月号外

学生アパートのインターネット接続料がひと月の間に何回も取引口座から引き落とされる被害が複数発生しています。

相談事案

市内在住の大学生から『アパートのインターネット接続料の支払いは月に1回のはずなのに、今月何度も口座から引き落とされている。契約先の業者に何度も連絡したが電話が繋がらない。はやく返金してほしい。』といった相談が令和5年9月以降、消費生活センターに相次いで寄せられており今後も増加する可能性があります。

アドバイス

- ★ひと月当りの支払額が少額の場合、月に複数回引き落とされても発覚が遅れ被害額が大きくなる可能性があります。
- ★取引口座の通帳をこまめに記帳するなど、被害が無いか定期的取引履歴を確認しましょう。
- ★被害が確認され、業者に問い合わせても連絡がつかない場合は書面により期限を切った上で、かつ特定記録郵便など配達された記録が残る方法で返金を求めましょう。
- ★困ったこと、不安なことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター（岡山市役所本庁舎2階）

相談専用：☎（086）803-1109
（消費者ホットライン188も可）
受付時間：月～金曜日 9時～16時
（祝日・年末年始除く）

WEB相談は
こちらから
→

